

永田町合同庁舎の管理・運營業務の評価（案）の概要

1. 事業の概要及び契約期間

公共サービス改革基本方針（平成 19 年 10 月 26 日閣議決定）において、官民競争入札の対象事業として決定

業務内容：永田町合同庁舎に係る建築設備、電気設備、機械設備等に係る管理業務、清掃業務、執務環境測定業務、施設警備業務、統括管理業務

契約期間：平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

各業務の実施状況において、設定された確保すべき水準（下記のア～ウ）は達成できたものと評価できる。

ア 入居者のアンケート調査（年 2 回実施）の項目について、70%以上の入居者から「満足」、「ほぼ満足」又は「普通」との回答を得られるものとする

イ 施設の管理・運營業務の不備に起因する①施設内における人身事故・物損事故、②停電等による入居部局の業務停止の発生件数を 0 件とする

ウ 点検、保守、清掃、空気環境測定、照度測定、施設警備、総括管理業務の各業務について要求水準を確保すること

各業務とも実施要項及び仕様書で定める水準は確保されており、清掃・警備業務は執務室や会議室の使用状況に応じ、人的配置やスケジュール上の工夫・調整を行っているほか、提案により 1 日 6 回の巡回が実施されている。

3. 実施経費に関する評価

実施経費（平成 21 年度～23 年度合計で 86,100 千円）は、従来の実施に要した経費（平成 17 年度～19 年度合計 106,703 千円）の約 80.6%に相当し、20,603 千円の経費が削減されたことは評価できる。

4. 今後の事業について

内閣府は次期事業について、民間事業者による一括的な業務の実施により経費削減が可能であること、本実施状況において入居者満足度からも特段の問題が生じていないことから、民間競争入札に移行すべきとしており、民間競争入札による実施は妥当と考える。

民間競争入札を実施する際には、①アンケート調査において受託事業者の業務を適切に評価するための設問等の設定方法を検討すること、②事業実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた工夫（企画書の提案）が可能となるよう十分に情報開示することが必要である。

以上